

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 環境行政の主な課題 |
| 著者 / 所属 | 杉山 綾子 / 環境委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 482号 |
| 刊行日 | 2026-3-16 |
| 頁 | 165-178 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

環境行政の主な課題

杉山 綾子

(環境委員会調査室)

1. 3つの対策パッケージ
 - (1) クマ被害対策
 - (2) 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）対策
 - (3) リチウムイオン電池対策
2. 循環経済への移行と経済安全保障の確保
 - (1) 循環経済の動向
 - (2) 制度的対応
 - ア 太陽光パネルリサイクル
 - イ 廃棄物処理制度の見直し
 - (ア) 不適正スクラップヤードへの対応
 - (イ) PCB廃棄物、PCB使用製品の管理・適正処理
 - (ウ) 災害廃棄物の処理体制
3. その他の提出予定法案
 - (1) 地方支分部局の体制強化
 - (2) 南極地域の環境保護

2025年末、政府は「クマ被害対策パッケージ」¹、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」²、「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」³を策定・公表した。石原環境大臣は2026年の年頭所感で、これらの対策パッケージの着実な実施を課題の第一としたほか、東日本大震災・令和6年能登半島地震からの復興・創生、循環経済への移行、気候変動対策の推進、自然再興の実現、原子力防災を重要課題として取り上げた。

本稿では、上記の3つの対策パッケージと、重要課題のうち循環経済への移行に関する取組を中心に、第221回国会への提出予定法案の検討状況も含めて概観する。

¹ 2025年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

² 2025年12月23日大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

³ 2025年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議

1. 3つの対策パッケージ

(1) クマ被害対策

日本には、北海道に生息するヒグマと、本州・四国に生息するツキノワグマが存在するが、それぞれのクマの分布域はこの15年間で拡大している。人口減少・高齢化等による中山間地域での人の活動の低下、緩衝地帯となる里地里山の利用の縮小、耕作放棄地や放任果樹の増加といった環境変化の中、クマの生息地が人の生活圏周辺にまで迫ってきている。

2023年に東北を中心にクマ被害が多発したことを受け、環境省は、出没地域への専門家派遣（クマ対策専門家緊急派遣事業）、令和5年度補正予算による都道府県への財政措置（クマ緊急出没対応事業）を実施するとともに、2024年2月、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を公表した。

対策方針を踏まえ、2024年4月、クマ（四国の個体群を除く）が指定管理鳥獣⁴に追加されたほか、2025年常会では鳥獣保護管理法⁵が改正され、クマ等の危険鳥獣が住居等人の日常生活圏に侵入した際、安全確保等の一定の条件下で市町村長の責任において市街地等で銃猟ができる「緊急銃猟」の制度が創設された。

改正法は2025年9月に施行され、これまで東北・北陸を中心に緊急銃猟が実施されてきた⁶が、市街地等における銃猟の経験や技量を持つハンターの確保や、捕獲時に事故があった場合における責任の所在の明確化といった課題も残る。また、そもそも緊急銃猟という最終手段に至る前に、ゾーニング管理を徹底し、人とクマのすみ分けを図る必要があるところ、クマの生態や科学的根拠に基づく個体数管理等の専門家は少なく、放任果樹の管理ややぶ・茂みの刈り払いなど、里山を管理する人手の不足も解消していない。2025年夏以降、東北を中心に再びクマが大量出没し、11月末時点で2023年度を超える人身被害件数となる中、秋田県からは、現場の疲労が限界を迎えつつあるとして、自衛隊派遣の緊急要望がなされ、11月5日から同月30日まで自衛隊による箱わなの運搬、駆除したクマの運搬・埋設支援等が行われた。他方、警察庁は、クマの駆除にライフル銃を使用できるように国家公安委員会規則を改正⁷するとともに、11月13日から12月26日まで、秋田県及び岩手県に他県の警察機動隊員等を応援派遣し、地元警察と合同でクマの駆除対応を行った。

こうした状況の中、関係省庁が連携し実効性の高い対策を着実に実行できる体制をつくるため、2025年11月、政府はクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策パッケージ」を取りまとめた。パッケージでは、増えすぎたクマの個体数削減を図り、人とクマのすみ分けを図るため、①年内を目途とする緊急的対応、②年度内を目途とする短期的取組、③中期的取組の3段階の施策を進めるとされ、その実施のため、令和7年度補正予算において129億円⁸が措置された。

⁴ 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定める鳥獣で、クマ類のほか、イノシシ及びニホンジカが指定されている。都道府県知事が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき捕獲等事業が行われるが、鳥獣保護管理法の特例措置として、捕獲の禁止、捕獲した鳥獣の放置の禁止、夜間銃猟の禁止が適用されない。

⁵ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

⁶ 2026年2月25日時点で環境省が把握している事例は12道県58件。うち3件はイノシシ。

⁷ 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則（2025年11月13日公布・施行）

⁸ 環境省予算としては、指定管理鳥獣対策事業交付金等に55億円、うちクマ対策として34億円が計上された。

図表1 クマ被害対策パッケージ（概要）

クマ被害対策パッケージ（概要） 令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

○ **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。**

○ **人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。**

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

| 緊急に対応すること（★は着手済） | 短期的に取り組むこと | 中期的に取り組むこと |
|---|---|---|
| <p>★ 緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）</p> <p>★ 緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）</p> <p>★ 効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）</p> <p>★ 自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）</p> <p>★ インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）</p> <p>★ 警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）</p> <p>★ 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁、文部科学省）</p> <p>○ 自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）</p> <p>★ 学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）</p> <p>★ 農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）</p> | <p>○ 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）</p> <p>○ ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）</p> <p>○ クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）</p> <p>○ 市街地等での適切な麻酔銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）</p> <p>○ 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）</p> <p>○ 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）</p> | <p>○ 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）</p> <p>○ クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）</p> <p>○ 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）</p> <p>○ 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）</p> <p>○ 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）</p> |
| <p>○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施 <small>（主な対象経費）ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出没対策費 ・人材育成のための研修費等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施</small></p> <p>○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる</p> | | |

（出所）内閣官房資料

関係閣僚会議においては、議長である木原内閣官房長官から、地域ごとのクマの捕獲目標頭数の設定と、必要なガバメントハンター等の配置、箱わな等資機材の量等を盛り込んだ「クマ対策ロードマップ」の策定も併せて指示された。短期的には、同ロードマップに基づいた、計画的な春期クマ捕獲等の取組を進めていくことが課題となる一方で、ロードマップにおけるクマの捕獲目標頭数等について、情報をアップデート・精緻化していくことも必要となる。現状、捕獲目標頭数決定等のベースとなる個体数調査は、都道府県ごとに異なる手法や頻度で実施され、推定の精度にばらつきがあるとの課題が指摘されている。環境省は、中期的取組として、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定を都道府県と連携して実施するとしており、データに基づく科学的な個体数管理等が期待される。また、今後も都道府県における地域の実情に応じた個体数調査や被害防止対策が可能となるよう、自治体における専門人材やハンター等の育成・確保への支援が引き続き求められる。

（2）大規模太陽光発電事業（メガソーラー）対策

2050年カーボンニュートラルを始めとする我が国の脱炭素目標の実現に、再生可能エネ

なお、クマ対策に係る予算としては、令和7年度当初予算は1億円であったが、令和8年度予算では、新たに国際観光旅客税財源が充てられ、前年度から大幅増となる62億円が計上されている。

ルギー（以下「再エネ」という。）の導入は欠かせない。第7次エネルギー基本計画(2025年2月閣議決定)では、再エネを主力電源として最大限導入するとして、その発電電力量の割合を2040年度に4～5割程度(うち太陽光23～29%程度)にまで引き上げるとしている。

太陽光発電は、2012年の固定価格買取制度(FIT)の開始以降、急速に拡大し、発電電力量に占める割合は2010年度の0.03%から、2024年度には9.9%⁹にまで高まった。環境省も、これまで、地域脱炭素推進交付金による地域共生型再エネの促進や公共施設での太陽光発電導入の率先実行、民間企業による自家消費型太陽光の導入などにより、その普及を後押ししてきた。

急速拡大の一方で、一部の太陽光発電事業に関し、地域との軋轢が問題となる事案が生じている。例えば、平坦な土地が多く日照時間の長い北海道釧路市では、近年メガソーラー建設が相次ぎ、周辺住民等からは環境破壊、災害リスクの増加、希少野生動植物への影響等を懸念する声が上がっている。釧路市は「ノーモアメガソーラー宣言」とともに「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」を制定したが、条例による規制がかかる前に事業者側が規制逃れのため着工を強行するなど、解決の糸口は見えていない。政府は2025年9月、関係省庁連絡会議を開催し、太陽光発電事業実施に当たり様々な公益との調整を行う関係法令について、その適用状況等の総点検と、実効的な規律の在り方等の検討に着手した。

2025年10月20日には、自由民主党・日本維新の会により連立政権合意書が交わされ、「令和8年通常国会¹⁰において、大規模太陽光発電所(メガソーラー)を法的に規制する施策を実行する」ことが明記された。翌21日の高市政権発足に伴い就任した石原環境大臣は、就任記者会見において、「自然破壊のような太陽光発電はストップせざるを得ない」として地域共生できないメガソーラーを抑制していく姿勢を明らかにしている。さらに、同年12月、自由民主党から「大規模太陽光発電所の地域共生・規律強化に関する提言」がなされ、より厳格かつ適切な規制の実現が求められた。

こうした中、2025年12月、政府は大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議を開催し、「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ」を決定した。同パッケージでは、地域共生が図られた望ましい太陽光発電事業は促進し、不適切な事業に対しては厳格に対応するとの基本姿勢が示された上で、①不適切事案に対する法的規制の強化、②地域の取組との連携強化、③地域共生型への支援の重点化を三本柱として、具体的施策を実行していくとされた。

このうち環境省所管に係る具体的施策としては、まず、環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模¹¹の見直し等が挙げられた。2026年の通常国会中¹²に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正するとされ、2026年1月から「太陽光発電事業等

⁹ 資源エネルギー庁「令和6年度(2024年度)エネルギー需給実績(速報)」(2025.12.12)

¹⁰ 第220回国会(常会)を指すが、召集日に衆議院解散、総選挙が行われたため、実際は第221回国会(特別会)に該当。

¹¹ 現行法では、出力4万kw以上(面積では100ha以上に相当)の太陽光発電事業が環境影響評価を必ず実施する第一種事業に該当する。

¹² 脚注10参照

の環境影響評価に関する検討会」において、議論がなされている。また、種の保存法¹³を見直し、希少種保全のため生息地等保護区の設定を推進するとともに、希少種保全に影響を与え得る開発行為に対して実効性ある対応ができるよう検討を進め、2026年夏頃に結果を取りまとめるとしたほか、自然公園法に関し、釧路湿原国立公園の2026年度中の区域拡張を目指すとした。さらに、法令違反の太陽光発電施設からの電力調達を避ける旨、環境配慮契約法¹⁴基本方針に位置付けるとした。この「需要側の選択」については、石原環境大臣が記者会見や雑誌への寄稿を通じてその必要性を強調しており、公的機関のみならず、企業や個人による「需要側の選択」を通じ、より実効性の高いメガソーラー規制につなげることが期待されている。

図表 2 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの概要

| 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの概要 | |
|--|--|
| 令和7年12月23日 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定 | |
| 我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。 太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。 | |
| 1. 不適切事業に対する法的規制の強化等 | |
| ①自然環境の保護 ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】 ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求めるとの措置等を検討【環境省】 ◆ 文化財保護法：自治体から事業者へ丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】 ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】 ②安全性の確保 ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】 ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】 ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】 ③景観の保護 ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】 ※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】 | |
| 2. 地域との取組との連携強化 | |
| ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】 ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】 ◆ 文化財保護法：自治体から事業者へ丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】 ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】 ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】 | |
| 3. 地域共生型への支援の重点化 | |
| ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】 ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】 ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】 ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】 ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】 ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】 | |

（出所）内閣官房資料

（3）リチウムイオン電池対策

小型で軽量、エネルギー効率がよく経済性に優れているリチウムイオン電池は、スマートフォン、モバイルバッテリー、ハンディファンなど様々な製品に使用されているが、過

¹³ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

¹⁴ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）。国などの公共機関が契約を結ぶ際に、価格以外の環境性能も含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を調達する仕組みを作り、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていくことを目指すもの。

充電、高温下での保管、強い衝撃等により発熱・発火するケースが生じている¹⁵。

また、電池が取り外せないリチウムイオン電池一体型の製品は、適切な分別廃棄がなされないことが多く、不燃ごみ等に混入したリチウムイオン電池を原因とする廃棄物処理施設や収集運搬車両（パッカー車）の火災事故も頻発している¹⁶。

一方、リチウムイオン電池は、リチウム、コバルト、ニッケルといった重要鉱物が多く含まれる、いわゆる都市鉱山だが、回収ルートの整備は十分とは言いがたく、回収されても国内での再資源化は進んでいない。重要鉱物のサプライチェーン強靱化の観点からも、国内における回収・再資源化の仕組みを確立することが求められている。

こうした中、2025年6月、総務省は「リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査結果」を公表し、環境省及び経済産業省に対し、市区町村におけるリチウムイオン電池等の適切な回収・処分への支援やメーカーの自主回収対象品目の追加等への対応を要請した。さらに政府は、リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議において、リチウムイオン電池による火災の発生防止や資源循環の構築に向けた検討を進め、2025年12月、「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめた。同パッケージは、2030年までに、リチウムイオン電池に起因する重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築することを目標に掲げ、国民・事業者への周知啓発のほか、製造・輸入・販売時、使用時、廃棄時、処理・再利用のそれぞれのフェーズにおける具体的対策を示している。

環境省の対策としては、このうちの廃棄時、処理・再利用が中心となる。まず、廃棄時の対策としては、引き続き市区町村における分別・回収の徹底¹⁷を図るほか、新たに、リチウムイオン電池の収集運搬・保管基準の策定、産業廃棄物の委託契約の際にリチウムイオン電池含有の有無を明確にするための仕組みの創設に向けた制度的対応を行うとしている。また、膨張・変形した危険なリチウムイオン電池の適正処理の方針を定めるため、実態調査を行った上で、関係者や有識者による検討会を開催するとしている。加えて、資源有効利用促進法¹⁸の政令改正により、発火原因となることが多いリチウム蓄電池一体型製品である「電源装置（モバイルバッテリー）」、「携帯電話用装置（スマートフォン等）」、「加熱式たばこデバイス」の3品目を、「指定再資源化製品」に追加指定¹⁹することにより、製造事業者・輸入販売事業者に自主回収と再資源化を義務付けるとしている。

処理・再利用の対策としては、廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入や、広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援を行うとしている。既に令和7年度補正予算では、混入したリチウムイオン電池を検知し処理工程から選別する高度設備の導入支援等に8億円が措置されたほか、令和8年度予算においても、リチウム蓄電池等処理困

¹⁵ 消防庁の調査によると、リチウムイオン電池等から出火した火災件数（リチウムイオン電池を回収中の車両やごみ処理関連施設から出火した火災を除く。）は、2024年で982件、2025年の1月～6月で550件。

¹⁶ 2023年度の廃棄物処理施設等における火災事故発生件数は8,543件、発煙・発火も含めれば21,751件。

¹⁷ 環境省の調査によると、2023年度においてリチウムイオン電池、リチウムイオン電池使用製品のいずれか又は両方の回収を行っている市区町村は全体の75.4%にとどまっている。

¹⁸ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

¹⁹ 2026年4月1日施行予定。なお、資源有効利用促進法は経済産業省と環境省の共管であり、政令改正については経済産業省が事務を行っている。

難物適正処理及び再資源化促進に向けた検討業務等が計上されている。

このほか、排出者たる国民・事業者に対し、「3つのC」、すなわち、賢く選ぶ(Cool choice)、丁寧に使う(Careful use)、正しく捨てる、そして資源循環(Correct disposal with better recycling)の周知啓発を強化している。

以上のように、リチウムイオン電池起因の事故防止はもちろんのこと、重要鉱物の国内における資源循環は経済安全保障の観点からも重要である。対策パッケージの着実な実施を通じ、適正かつ安全な分別・回収はもとより、その先の再資源化、重要鉱物回収に向け、国内における広域処理体制の構築や、技術開発・設備導入への支援充実が求められる。

図表3 リチウムイオン電池総合対策パッケージ

リチウムイオン電池総合対策パッケージ

令和7年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議
 (消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する(2030年まで)

① 国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語(英語、中国語等)を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
- 情報を一元化するポータルサイトの設置
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施

② 製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底(経産)
- 連絡不通事業者の公表(経産)
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化(経産)
- NITE※による発火原因究明の体制強化(経産) ※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示(経産)

③ 使用時の対策

- 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化(消費、消防、経産、環境)
- リコール情報の周知強化(消費、経産)
- 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知(国交)
- リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携(消防、経産)
- リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討(消防)

※下線・太字は新たな取組

④ 廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)

⑤ 処理・再利用の対策

- 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援(環境)
- 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援(環境)
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援(環境)
- リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援(経産)

(出所) 環境省「リチウムイオン電池総合対策パッケージについて」より抜粋

2. 循環経済への移行と経済安全保障の確保

(1) 循環経済の動向

世界的な資源需要の高まりや、資源をめぐる地政学的状況を背景に、各国による重要鉱物や循環資源の輸出管理強化、再生材の利用義務化²⁰が進んでいる。世界的企業でもブラン

²⁰ 例えばEUでは、自動車分野における製造から廃棄まで一貫した資源循環体制を整備するELV規則案(自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案)が提案されており、施行されれば、10年をかけて段階的に自動車の再生プラスチック含有率を25%(うち廃車由来20%)まで引き上げることが求められる。

ド価値向上の観点から再生材を利用する動きが加速している。一方、日本では、循環資源となる鉄スクラップが、年間771万トンも海外へ輸出されている²¹。また、年間911万トン排出される廃プラスチックの8割は焼却（熱回収含む）又は埋立処分され、再生利用される2割についても、その6割が海外に輸出されている状況にある²²。

こうした中、廃棄物を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し新たな成長につなげる経済システムへの転換、すなわち「循環経済への移行」に向けた取組が進められてきた。2024年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行が国家戦略として明確に位置付けられ、同年12月には、その具体的な取組を示した「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」（循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられた。

循環経済への移行には、製造業と廃棄物処理・リサイクル業の連携、すなわち動静脈連携の強化が課題となる。具体的には、今後の需要拡大が想定される再生材について、質・量を確保すると同時に、サプライチェーンを構築・強靱化することが求められる。

2024年には、再生材の質・量の確保と、それに向けた資源循環産業の底上げ等を促進するため、再資源化事業等高度化法²³が制定され、2025年11月に全面施行された。環境省は、先進的な再資源化事業に取り組む企業を国が認定する「再資源化事業等高度化認定制度」²⁴を通じ、資源循環産業のアップグレードを図るとしている²⁵。また、再生材サプライチェーンの構築・強靱化に向け、環境省は、令和8年度予算の目玉として「経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援」に379億円（令和7年度補正予算31億円を合わせて410億円）を計上し、循環資源の保管、解体・選別、再生材製造といった拠点を集約化・高度化し、再生材供給サプライチェーンの各機能を全国で強化していくとしている。さらに、循環資源の海外流出の抑制や国際的な資源循環体制の構築も重要な施策として挙げられており、特に前者については、不適正スクラップヤード問題と併せて規制の検討が行われている（（2）イ（ア）参照）。

（2）制度的対応

ア 太陽光パネルリサイクル

資源循環の一つとして、今後の大量廃棄が見込まれる太陽光パネルのリサイクルが課題となっている。太陽光パネルには、現状リサイクル義務は課されていない。アルミフレームや電極材料（銅・銀・はんだ等）など価値が高い資源は、既に金属リサイクル等のスキームで一定の再資源化が行われているが、重量の約6割を占めるガラスについては、リサイクル費用が埋立処分費用より高額になることから、その多くが路盤材等へダ

²¹ 財務省「貿易統計(2025 年分)」(2026. 1. 29)。鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴットの輸出量累計。

²² (一社)プラスチック循環利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況(2024)」(2025. 12)

²³ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)

²⁴ 今後3年間で100件の認定を目標としている。

²⁵ このほか、資源循環産業における人材不足対策として、特定技能制度及び育成就労制度の対象分野に資源循環分野が追加され、2027年度の入入れ開始を目指し準備が進められている。同制度を通じ、廃棄物の中間処理を行う業務において、4,500人の外国人材入入れが見込まれている。

ウンサイクル又は埋立処分されている。耐用年数が20年～30年程度である太陽光パネルの排出量は、2030年代後半以降、顕著に増加するとされており、このままでは、最終処分場の残余容量を圧迫し廃棄物処理全体に支障が生じるおそれが指摘されている。

太陽光パネルのリサイクル等の必要性については従来から指摘がなされており、環境省は、「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を策定するなどして、適切なリユース・リサイクルを促進してきた。また、処理費用を確保するために、再エネ特措法²⁶において太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度を創設するなどの措置も講じられてきた。2024年8月の第5次循環型社会形成推進基本計画では、太陽光発電設備について義務的リサイクル制度の活用を含め新たな仕組みの構築に向けて検討を進めるとされ、同年12月の循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージでは、太陽光パネルのリサイクル促進等のための法制化が施策例として示された。

こうした動きを踏まえ、2024年9月から、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議において新たな制度的枠組みの議論が進められ、2025年3月、「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」が環境大臣へ意見具申された。

意見具申では、住宅用以外の太陽光発電設備のうち、太陽光パネル部分についてリサイクル義務を課し、その費用については、解体等費用は所有者負担、再資源化費用は製造業者又は輸入業者の負担とされた。これらの費用は事前に第三者機関へ預託・納付され、所有者や製造業者等は、適正な解体・リサイクルを実施した後に取り戻しができることとされた。

意見具申を踏まえ、環境省及び経済産業省は、2025年常会への法案提出を目指し作業を進めていたが、2025年5月、費用負担の在り方等についてさらに検討が必要として、法案提出を見送るとした。

その後も環境省、経済産業省において、上記の制度案の見直しも含めた検討作業が進められ、2026年1月、新たな法制度案が合同会議において示された。新たな法制度案では、埋立処分費用とリサイクル費用の差額が依然として大きい現状において、まずは効率的にリサイクルが実施可能な「多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等」に対してリサイクルの取組を義務付けるとされた。多量の太陽光パネルを廃棄する発電事業者に「排出実施計画」の事前届出を義務付け、国はその内容を審査し、国が定める判断基準に照らして著しく不十分な場合には、その計画の変更等の勧告・命令を行うこととなる。また、全国どこでも継続的・安定的なリサイクル処理を可能とする体制整備を進めるため、パネルを収集運搬し一定水準以上のリサイクルができる事業者を国が認定する制度を創設するとした。同時に、リサイクル技術の開発・設備導入への予算措置や既存の制度等を活用したリサイクル費用の低減を目指すとしている。

²⁶ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

環境省は、新たな法制度案を踏まえ、第221回国会へ法案を提出するとしている。新たな法制度案に対しては、意見具申の内容と比べ、リサイクル義務化の範囲が狭まっている、拡大生産者責任²⁷の考え方が費用負担の在り方に反映されていないといった指摘がある中、法案の内容が実効性を担保するものとなっているかどうか注視する必要がある。また、管理者不明等で放置された太陽光パネルへの対応についても課題となろう。

イ 廃棄物処理制度の見直し

廃棄物処理法²⁸の附則規定に基づく施行状況等の検討時期が到来していることを踏まえ、環境省は中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会（以下「廃棄物小委員会」という。）を設置し、2025年2月から議論を開始した。廃棄物小委員会は、①火災や騒音等の問題が生じている不適正スクラップヤードへの対応、②処理期限が迫っているPCB廃棄物等の管理・適正処理、③大規模災害に備えた災害廃棄物の処理体制の強化という3つの課題について検討を進め、2025年12月、「今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）（案）」（以下「意見具申（案）」という。）を取りまとめた。意見具申（案）は、今後所定の手続を経た上で、環境大臣に意見具申される見込みである。

以下、課題ごとに、検討の経緯と見直しの方向性を紹介する。

（ア）不適正スクラップヤードへの対応

2017年の廃棄物処理法の改正では、有害物質を含む雑品スクラップ等²⁹の不適正処理により、生活環境保全上の支障が生じる事態を防止するため、有害使用済機器³⁰の保管又は処分を業として行う場合の届出等が義務付けられた。しかし、同法改正後においても、有害使用済機器にも廃棄物にも該当しない雑品スクラップ等を集積する「不適正スクラップヤード」について、不適正な保管・処分に起因する騒音・振動、悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等の問題が指摘されている。一部の自治体で規制条例が制定されるなどの動きはあるものの、条例未制定の自治体へ事業場を移転する規制逃れも生じており、多くの自治体から、全国一律の規制制度の導入が要望されている。加えて、前述のように循環経済への移行の観点からも、不適正輸出の防止等、循環資源の海外流出抑制に向けた措置が求められていた。

こうした状況への対応を検討するため、環境省は2024年10月から、令和6年度ヤード環境対策検討会において議論を行い、2025年3月、不適正スクラップヤードへの規制強化の必要性を示した報告書を取りまとめた。同報告書を踏まえ、廃棄物小委員会において更なる検討が加えられ、2025年12月、意見具申（案）が取りまとめられた。

²⁷ 生産者が、自ら生産する製品について、生産・使用段階だけでなく、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正な再資源化や処分について一定の責任を負うという考え方。OECDガイドンスマニュアルでは、物理的な責任と金銭的な責任が含まれるものとされる。

²⁸ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

²⁹ 廃棄物該当性の判断は、①その物の性状、②排出の状況、③通常の見取形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に判断することとされている。そのため、家電等を破碎し、鉄、非鉄金属、プラスチック等が未選別の「雑品スクラップ」であっても、有価で取引されている場合は廃棄物と判断されず、廃棄物処理法の規制対象外となっていた。

³⁰ 個別リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。

意見具申（案）では、不適正スクラップヤードにおける適正処理確保のための統一的な法制度の創設が必要とされ、規制対象となる物品については、使用済鉛蓄電池・リチウムイオン蓄電池、金属・雑品スクラップ等を念頭に、スクラップヤードで保管されている物品に対して包括的に網をかけられるような定義付けをすべきとされた。また、これらの保管・処分を行う業者に対して、許可制など事前審査制度を導入するほか、罰則強化等により不適正処理を抑止するための実効的な措置を講ずるべきとされた。海外への循環資源の流出防止の観点からは、不適正スクラップヤードが不適正輸出の温床になっている可能性を指摘し、使用済鉛蓄電池等について、国内処理原則を適用し、輸出に当たって環境大臣の確認を受けなければならないこととすべきとされた。

環境省は、今後予定される環境大臣への意見具申等を踏まえ、第221回国会へ廃棄物処理法等改正案を提出するとしている。これまで廃棄物該当性の判断が困難として、規制の網からすり抜けていたスクラップ等の物品に対し、定義、手続の両面から規制がかけられる仕組みが期待される。同時に、不適正スクラップヤード規制後の受皿となるべき循環資源の集約拠点や再資源化施設の整備の加速も重要となろう。

（イ）PCB廃棄物、PCB使用製品の管理・適正処理

PCB³¹廃棄物については、PCB特措法³²により保管・処分等の規制が定められている。PCBは1972年に製造中止となって以降、処理施設建設が進まず保管が長期にわたり、紛失事案等も発生していた。2001年には、PCBが使用されていないはずの北極圏等への汚染拡大の実態等を背景にPOPs条約³³が採択され、締約国にはPCBの2025年までの使用廃絶と2028年までの適正な処分が求められることとなった。

こうした中、2001年、廃棄物処理法の特別法となるPCB特措法が制定された。同法は、PCB廃棄物が30年以上の長期にわたり処分されていない状況に鑑み、国に処理体制確保の責務を課し、実際の施設整備及び処理は、当時の環境事業団（現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社。以下「JESCO」という。）に実施させるとした。また、事業者に対しては、PCB廃棄物の保管・処分状況の届出及び期限内の処分が義務付けられた。なお、処分等の期限については、法成立当初は2016年とされていたが、2012年に処理の進捗状況等を踏まえ、2027年3月末まで延長されている。

同法に基づき、政府は2003年、「PCB廃棄物処理基本計画」を策定、全国5か所³⁴に処理施設が整備され、2004年から高濃度PCB廃棄物の処理が開始された。既に存在が明らかになっている高濃度PCB廃棄物については概ね処理が完了しており、2026年3月には全ての事業所において処理事業が終了する。そのため、今後、新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合の処理体制の在り方について検討する必要がある。

一方、本来PCBを使用していないとされる電気機器等の中にも、微量のPCBを含

³¹ ポリ塩化ビフェニル。難燃性、電気絶縁性等の特性から変圧器、コンデンサ等幅広い用途に使用されてきたが、カネミ油症事件でその毒性が社会問題となり、1972年以降製造中止となっている。

³² ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

³³ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。日本は2002年に締結し、2004年に発効。

³⁴ 北九州PCB処理事業所（北九州市）、豊田PCB処理事業所（豊田市）、東京PCB処理事業所（江東区）、大阪PCB処理事業所（大阪市）、北海道PCB処理事業所（室蘭市）

む絶縁油を使用しているものが存在している。こうした低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づいて、環境大臣の認定を受けた施設において有害物質を含む産業廃棄物の処理ができる「無害化処理認定制度」により、2010年から処理が開始された。2027年3月に処分等の期限が到来するが、環境省の推計によると、現在届出がなされている機器に加え、約30万台の低濃度PCB含有疑い機器が使用中とされており、期限内の処理が難しい状況である。

こうした中、環境省は期限到来後のPCB廃棄物の適正処理について対応を検討するため、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会を開催し、2025年4月、「今後のPCB廃棄物等の適正な管理及び処理について」を取りまとめた。同報告書を踏まえ、廃棄物小委員会において更なる検討が進められ、2025年12月、意見具申（案）が取りまとめられた。

意見具申（案）では、JESCOの処理事業終了後に見つかった高濃度PCB廃棄物については、引き続き、保管・処分状況の都道府県知事への届出と一定期間内の処分を保管事業者等へ義務付けるとした。また、その処理体制を確保するため、無害化処理認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加し、民間の認定施設での処理を可能とする方針が示された。

低濃度PCB使用製品については、新たに、所有事業者に対し、管理や廃棄の見込み等の状況について都道府県知事への届出を義務付けるとともに、廃棄する際には一定期間内の処分を義務付ける方針が示された。加えて、事務の見直しによる自治体の負担軽減とともに、これまで処理事業を担ってきたJESCOについて、今後は処理施設の解体に係る業務が中心になるとして、JESCO法³⁵の関連規定を見直すこととされた。

環境省は、今後予定される環境大臣への意見具申等を踏まえ、第221回国会へPCB特措法及びJESCO法の改正案を提出するとしている。POPs条約で求められる2028年までの適正な処分に向けた取組強化が必要となる中、低濃度PCB含有疑いのある製品についても、その掘り起こし、適正処理が課題となろう。

（ウ）災害廃棄物の処理体制

2015年の廃棄物処理法改正では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時の備えから大規模災害発生時の対応に至るまで「切れ目のない災害対策」が行われるよう、災害廃棄物の処理に関する基本理念の明確化、国・自治体・事業者等の関係者間の連携・協力の責務の明確化、災害時における廃棄物処理施設の新設手続の簡素化や施設の活用の特例措置の整備がなされた³⁶。

しかし、市町村における災害廃棄物処理計画の策定率は86%にとどまり、策定済であっても、仮置場候補地の選定、水害の被害想定、民間団体との災害支援協定締結など、計画に盛り込むべき重要事項の反映が不十分な状況にある。人員体制についても、約半数

³⁵ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）

³⁶ 同時に災害対策基本法の改正も行われ、大規模災害発生後に環境大臣が災害廃棄物の処理に関する指針を定めるとしたほか、大規模災害の被災地域からの要請に応じて、一定の要件の下、必要と認められる場合に環境大臣自ら災害廃棄物の処理を代行することができるとされた。

の市町村で災害廃棄物の担当者は5人以下との実態がある。平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震のほか、豪雨や台風による災害へ対応する中でも、自治体のマンパワー・ノウハウ不足や関係団体との連携不足等により、災害廃棄物処理計画が十分に機能せず、制度や支援が十分に活用されないといった課題が明らかになってきた。

こうした中、環境省は、災害廃棄物対策推進検討会を開催し、現行制度の施行状況や近年の大規模災害における災害廃棄物対応の検証等を行い、2025年3月、「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」を取りまとめた。その後、廃棄物小委員会においても検討が進められ、2025年12月、意見具申（案）が取りまとめられた。

意見具申（案）では、発災時の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理に向け、平時の一般廃棄物処理と連動させた処理の実効性向上の仕組みが必要不可欠であるとし、平時は各自治体の計画作成等の支援、発災時には公費解体・災害廃棄物処理の支援・調整をする専門支援機関の整備が必要とされた。この専門支援機関については、廃棄物処理等の技術的・専門的な知見・経験、多様な関係者との連携の基盤を有し、国と一体となって事業を行うことができるJESCOに機能を担わせることが想定されている。

また、平時と発災時の連動性確保に向け、市町村が策定する平時の一般廃棄物処理計画に、災害廃棄物処理に関する事項を追加するとともに、民間事業者・団体との災害支援協定の締結を自治体の努力義務とすべきとしている。さらには、大規模災害時に災害廃棄物を受け入れる最終処分場の容量を確保するため、受入れ能力を有する民間の最終処分場について、申請に基づく指定制度を創設し、発災時に自治体が受入れを求めることができる制度の創設も提言されている。

環境省は、今後予定される環境大臣への意見具申を踏まえ、廃棄物処理法等の改正案を第221回国会へ提出するとしている。南海トラフ地震等の巨大地震がいつ発生してもおかしくないとされる中、政府が2026年中の設置を目指す防災庁との連携・役割分担に相乗効果を期待しつつ、切れ目のない実効性の高い災害対策に向け、自治体等への伴走支援の充実が求められる。

3. その他の提出予定法案

上記のほか、第221回国会への法案提出が予定されている分野として、以下のものがある。

(1) 地方支分部局の体制強化

環境省の地方組織である地方環境事務所は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策を展開するため、2005年10月、自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合・再編し、地方支分部局として全国7か所に設置された。東日本大震災後の2012年1月には福島環境再生の取組の推進拠点として福島環境再生事務所（現在の福島地方環境事務所）が開設され、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理等の事業を行ってきた。

2005年当時の地方環境事務所の業務は国立公園の管理や環境保全活動の促進が中心であったが、近年は、地域脱炭素の推進、災害廃棄物処理やクマ等野生鳥獣保護管理等に係る自治体への支援など、業務範囲やその規模が拡大しており、地方支分部局の自治体への

支援機能の強化、体制強化が求められている。

環境省は令和8年度の定員・機構要求において、全国8か所の「地方環境事務所」を「地方環境局」に格上げした上で、地方環境局の体制強化に向けた定員要求を行った。これに伴い、環境省は第221回国会へ、地方支分部局の名称変更等を内容とする環境省設置法の一部改正案を提出する予定としている。

（2）南極地域の環境保護

南緯60度以南の南極地域をめぐっては、その平和的利用、科学的調査の自由と国際協力の促進、領土権主張の凍結等が1959年に採択された南極条約において定められている。

南極条約そのものには環境保護に関する具体的規定はほとんど盛り込まれておらず、1991年に、南極の環境と生態系を包括的に保護することを目的として、「環境保護に関する南極条約議定書」が採択された。本議定書は、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定し、環境に関する原則、鉱物資源活動の禁止、環境影響評価手続の設定等が規定され、同議定書の附属書（I～V）にて具体的な措置が定められている。

この環境保護議定書を担保する国内法として、1997年、南極地域における活動等の制限措置等を規定する「南極地域の環境の保護に関する法律」が制定された。同年の環境保護議定書等の国会承認と併せて環境保護議定書及び附属書は締結に至り、翌1998年に発効となった。

一方、南極地域の観光旅行客数は2000年以降に急増し、それに伴い、観光船舶等の数も増加してきた。船舶からの油流出事故等により、保護すべき南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼす「環境上の緊急事態」がいつ発生してもおかしくない状況となっている。いずれの国の領土・領海にも属さない南極地域において、環境上の緊急事態が発生した場合の対応措置義務等を定めるものとして、2005年の第28回南極条約協議国会議³⁷において、環境保護議定書の附属書VIが採択された。この附属書VIの発効要件は、2005年当時の全ての南極条約協議国（28か国）による締結となっているが、2026年1月時点で日本を含む9か国が未締結となっている。2026年5月には、第48回南極条約協議国会議が広島市において開催予定であり、こうした契機を捉えて、附属書VIの発効に少しでも近づけるため、環境省は第221回国会へ、国内担保法となる南極地域の環境の保護に関する法律の提出を予定している³⁸。

（すぎやま あやこ）

³⁷ 南極条約締約国（2025年1月時点で58か国）のうち、南極条約協議国と称される、南極に基地を設ける等積極的に科学的調査活動を実施してきている国（同29か国）による会議。南極条約に基づき、協議国の持ち回りで定期的開催され、情報の交換、国際協力の促進等について協議が行われている。

³⁸ 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結に係る国会承認に関しては、同じく第221回国会において外務省から承認案件が提出される予定である。